資料64－２

# 「接続料の算定等に関する研究会（第64回）」ヒアリング資料

NTT docomo

2022年11月15日

© 2022 NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved.

| | |
|---|---|
| Ⅰ | 卸協議の適正性確保に係る検討事項 |
| Ⅱ | その他の意見提起 |

© 2022 NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved.

# 特定卸電気通信役務及び情報提示の範囲

**携帯電話サービスのうち、MNOが現に利用者へ提供している音声通話及びデータ通信の基本的なサービスを対象とすることが適当と考えます**
**また、既に接続メニューを設定しているサービスは、接続料を提示することが可能です**

凡例：▨ 卸提供済サービス　● 接続料が設定されているサービス

## 携帯電話サービス

### 競争関係に及ぼす**影響大**

**音声通話**

**基本的なサービス**

- 音声通話●（基本料）
- SMS●
- 音声通話●（従量通話料）
- 緊急通報
- 優先電話
- 発信者番号通知
- SIM●
- eSIM

**データ通信**

**基本的なサービス**

- データ通信●（基本料）
- 5G SA
- データ通信●（帯域料金）
- 課金情報機能●

← **特定卸電気通信役務の対象** →

### 競争関係に及ぼす**影響小**

**音声通話**

**付加的なサービス**

- 留守番電話
- 国際ローミング（音声通話）
- 転送でんわ
- 時報/電報/番号案内
- メロディコール
- キャッチホン
- 迷惑電話ストップサービス
- 基地局測位

**データ通信**

**付加的なサービス**

- 国際ローミング（データ通信）

**その他**

- MVNOが自己で実現できるもの
- MVNOに提供意向がないもの
- 競争を目的に提供していないもの
- MNOが新規の受付を停止しているもの
- MNOが現に利用者へ提供していないもの

© 2022 NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved.

# 役務提供を拒める「正当な理由」の範囲

## 原価割れリスクを負うサービスの卸提供は、役務提供を拒める「正当な理由」であると考えます

### 当社の日本通信株式会社に対する卸電気通信役務の提供に係る裁定（抜粋）

| | |
|---|---|
| 裁定が求められている事項 | 音声卸役務の料金において、能率的な経営の下における**適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金により**、ドコモがエンドユーザ向けの音声通話サービスの料金として設定している「かけ放題オプション」及び「５分通話無料オプション」と同じ**定額課金及び準定額課金での料金設定を行うべき** |
| 具体的検討 | **① 公正競争の促進及び利用者利益の保護の観点**<br>**原価割れリスクを部分的にせよドコモに負わせることは**、不当に有利な条件で日本通信に音声卸役務を提供させることとなり、**公正競争確保の観点から妥当性を欠く**。<br>よって、前述のとおり、定額課金や準定額課金は、利用者利益の増大に資するとしても、こうした公正競争の確保に支障を生じさせてまで実現を図るべきものとは言えない。<br>**③ その他検討すべき事項**<br>定額課金及び準定額課金での料金の設定を行うことは、ドコモにおける原価割れリスクを生じさせるものであることから、ドコモが、**当該設定を行うことを拒むことには合理的な理由がある**ものと認められる。 |
| 結論 | ドコモは、日本通信に対して提供する音声卸役務の料金において、**定額課金及び準定額課金での料金の設定を行わなければならないと判断することは適当ではない**。 |

出典：電気通信紛争処理委員会『電気通信事業法第39条において準用する同法第35条第3項の規定に基づき日本通信株式会社から申請のあった裁定に係る答申』（2020年6月12日）

© 2022 NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved.

# 情報提示を拒める「正当な理由」の範囲

**一般的な法人顧客との取引において原価を提示することはないにもかかわらず、MVNOという括りで法人顧客へ情報を提示することは、当該法人顧客との円滑な取引に支障を生じさせる虞があるため、情報提示を拒む「正当な理由」の範囲に含めるべきと考えます**

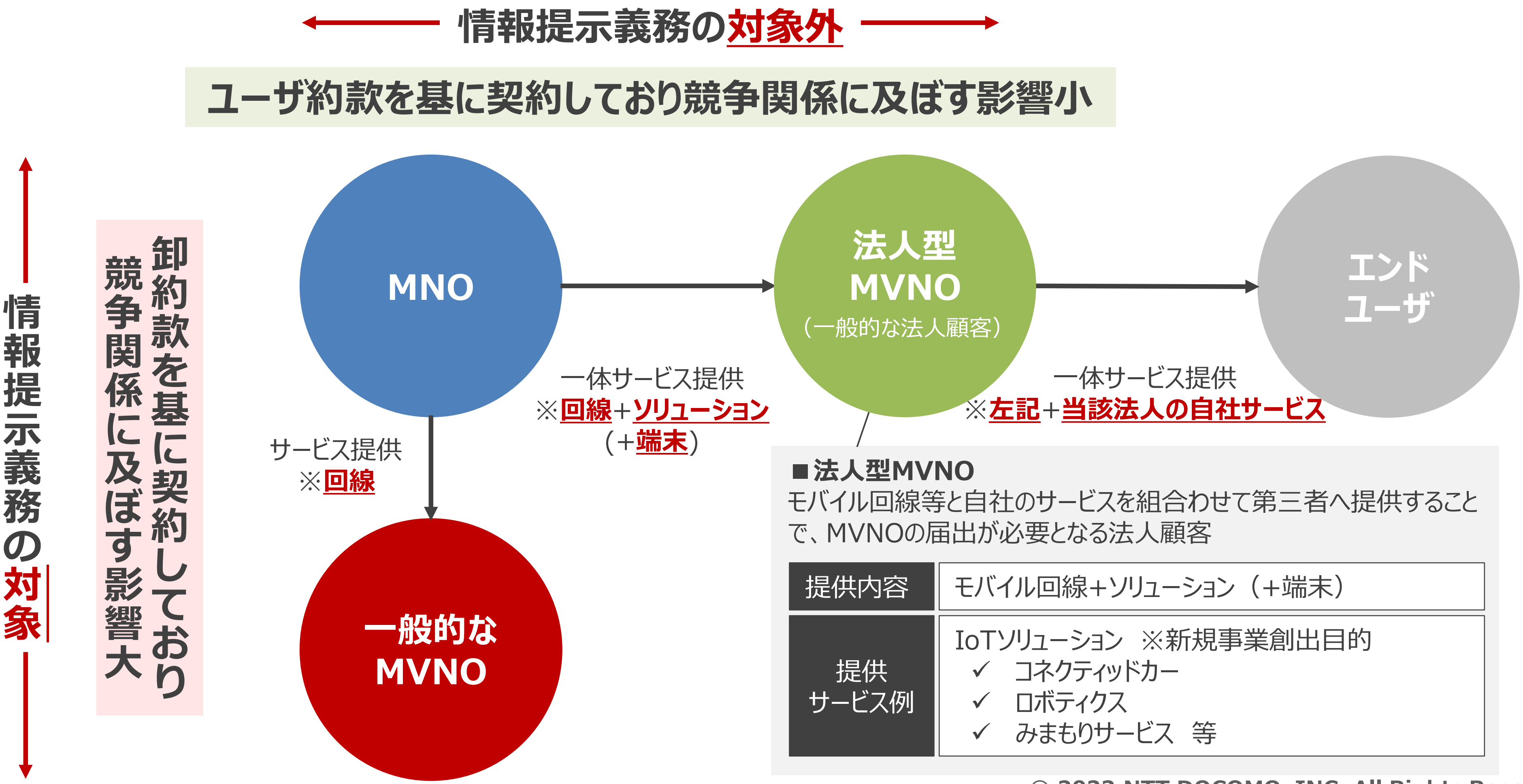


**■法人型MVNO**
モバイル回線等と自社のサービスを組合わせて第三者へ提供することで、MVNOの届出が必要となる法人顧客

| | |
|---|---|
| 提供内容 | モバイル回線+ソリューション（+端末） |
| 提供サービス例 | IoTソリューション ※新規事業創出目的<br>✓ コネクティッドカー<br>✓ ロボティクス<br>✓ みまもりサービス 等 |

© 2022 NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved.

# 5G（SA方式）の個社別協議状況

## 当社は、5G（SA方式）の提供に向けた情報提供に加え、引き続き、積極的に個別協議を実施しております

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">5G（SA）</th><th colspan="2">情報提供</th><th colspan="3">個別協議</th></tr>
<tr><th>時期</th><th>内容</th><th>時期</th><th>MVNO数</th><th>回数</th></tr>
<tr><td rowspan="5">L3</td><td rowspan="2">データ</td><td>2021年7月</td><td>・サービス提供開始予定時期<br>・提供方式<br>・通信速度<br>・提供形態<br>・機能制限　等</td><td>7～8月</td><td rowspan="5">構成員限り</td><td>4 回</td></tr>
<tr><td>2021年12月</td><td>・サービス提供開始日（確定）<br>・料金</td><td>12～2月</td><td>15 回</td></tr>
<tr><td rowspan="3">音声</td><td>2022年3月</td><td>・サービス提供開始予定時期<br>・提供方式<br>・提供形態<br>・機能制限　等</td><td>3～6月</td><td>7 回</td></tr>
<tr><td>2022年7月</td><td>・サービス提供開始予定月<br>・契約種別(データも含む)<br>・提供方式<br>・料金　等</td><td>7月</td><td>1 回</td></tr>
<tr><td>2022年8月</td><td>・サービス提供開始日（確定）<br>・提供エリア</td><td>8月～</td><td>4 回</td></tr>
</table>

構成員限り

※凡例：赤字箇所は過去ご説明内容からの更新内容（第55回接続料の算定等に関する研究会）

© 2022 NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved.

# 各論点における当社の考え（論点①）

<table>
<tr><th colspan="2">論点</th><th>当社の考え</th></tr>
<tr><td colspan="3">論点１：特定卸電気通信役務の範囲</td></tr>
<tr><td>(1)</td><td>電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくないものとして、特定卸電気通信役務に指定することが適当な卸電気通信役務にはどのようなものがあるか。例えば、固定通信市場ではＦＴＴＨアクセスサービス、移動通信市場では携帯電話サービスや全国ＢＷＡサービスを含むことが考えられるのではないか。</td><td rowspan="2">• 携帯電話サービスのうち、MNOが現に利用者へ提供している音声通話及びデータ通信の基本的なサービスを対象とすることが適当と考えます<br>• 一方、以下の役務の各形態については、競争関係に与える影響が少ないものとして除外することが適当と考えます<br>① 付加的なサービスである<br>② MVNOが自己で実現できる<br>③ MVNOに提供意向がないもの<br>④ 新規の受付を停止している<br>⑤ 競争を目的に提供していない</td></tr>
<tr><td>(2)</td><td>電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして、特定卸電気通信役務の対象から除外することが適当な卸電気通信役務にはどのようなものがあるか。</td></tr>
<tr><td>(3)</td><td>特定卸電気通信役務のうち、同役務を提供する電気通信事業者自身が提供していない役務の形態については、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして、対象から除外することが考えられるのではないか。</td><td>• MNO自身が現に利用者へ提供していない役務の形態については、競争関係に及ぼす影響が少ないものとして除外することが適当と考えます</td></tr>
</table>

© 2022 NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved.

# 各論点における当社の考え（論点②）

| | 論点 | 当社の考え |
|---|---|---|
| **論点２：提示される情報の範囲** | | |
| (1) | 卸先事業者への事前の情報提示を義務づけるべき「**協議の円滑化に資する事項**」にはどのようなものがあるか。例えば、接続料相当額、回収が見込まれている費用項目が考えられるのではないか。 | • **音声卸及びデータ卸の基本的なサービスのうち、既に接続メニューを設定しているものは、接続料を提示することが可能**です<br>• 一方、**それ以外は、接続メニューを設定していないため接続料相当額を提示することは困難**です<br>• なお、当社は、5G SAサービスについて、必要な情報提供をこれまでも実施しているところであり、接続料の算定等に関する研究会第六次報告書（令和4年9月9日公表）に基づき、MVNOにおける必要な検討期間に留意し、引き続き情報提供に努めていく考えです |

© 2022 NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved.

# 各論点における当社の考え（論点③-1）

| | 論点 | 当社の考え |
|---|---|---|
| **論点３ ：正当な理由の範囲** | | |
| (1) | **役務提供を拒める「正当な理由」の範囲**としてどのようなものが考えられるか。接続の場合には、電気通信事業法第32条等において、接続の請求を拒める「正当な理由」を規定しており、同様とすることが考えられるのではないか。 | • 過去に音声定額サービスでの大臣裁定で示されたとおり、**MNOが原価割れリスクを負うこと等、MVNOに不当に有利な条件での卸提供**は、役務提供を拒むことができる正当な理由の範囲に含めるべきであると考えます<br>• 更に、当社は、**当該役務を代替する接続機能の存在や、既に卸提供している役務を組み合せてMVNOが自己で実現できる等、前述の①～⑤及びMNO自身が現に利用者へ提供していない役務の形態に該当すること**は、「正当な理由」であると考えます |

© 2022 NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved.

# 各論点における当社の考え（論点③-2）

| | 論点 | 当社の考え |
|---|---|---|
| **論点３：正当な理由の範囲** | | |
| (2) | **情報の提示を拒める「正当な理由」の範囲**としてどのようなものが考えられるか。 | • 競争政策上のMVNOと一般の法人顧客は別とするのが適当と考えます<br>• この点、法人顧客において、新規事業創出の観点からモバイル回線等と当該法人顧客のサービスを組合わせて第三者へ提供する場合、MVNOの届出が必要となるケース（以下、法人型MVNO）が存在します<br>• 一般的な法人顧客との取引において原価を提示することはないにもかかわらず、MVNOという括りで**競争環境に与える影響が少ない法人型MVNOに情報を提示することは**、以下のような影響が想定され、**当該法人顧客との円滑な取引に支障を生じさせる虞があるため、情報提示を拒む「正当な理由」の範囲に含めるべき**と考えます<br>- **回線・ソリューション等を一体提供することが一般的**である法人顧客との取引において**一部原価の内訳を提示することはビジネス交渉上著しく不利な状況**となる<br>- 当該**法人顧客へBtoBモデルを提供する場合の回線原価まで明らかになる**<br>• なお、当社は、 MVNOに該当する法人のうち、**卸約款に基づく契約締結（一般的なMVNO）か、ユーザ約款に基づく契約締結（法人型MVNO）かで区別可能**です |

© 2022 NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved.

# その他検討事項における当社の考え

| 論点 | 当社の考え |
|---|---|
| **論点２ ：モバイル音声卸の標準的な料金の公表について** | |
| 全ての第二種指定設備設置事業者が公表することを前提とすれば、モバイル音声卸の標準的な料金を公表することができるのではないか。 | • **卸料金は、一次MVNOにとって二次MVNO向けの原価であるため、一次MVNOにとって重要な経営情報である点に留意し、慎重な制度設計が必要**と考えます |
| **論点３ ：指定卸役務の料金の低廉化･提供条件の柔軟化等の進展状況について** | |
| 指定卸役務の料金の低廉化･提供条件の柔軟化等の進展はあったか。 | • 当社は、卸音声料金を2021年4月に見直しており、データの帯域卸料金も10年で約8割低廉化しています（2013年度：94.5万円⇒2023年度：15.7万円）<br>• また、新サービスの提供開始に伴い、eSIMや5GSA等の卸提供メニューを追加しました<br>• 引き続き、MVNOからの要望を相互に明確化しつつ、提供条件の柔軟化等に努めます |

© 2022 NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved.

Ⅰ 卸協議の適正性確保に係る検討事項

## Ⅱ その他の意見提起

© 2022 NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved.

# 音声接続料収支の現状

## 当社における音声接続料は、固定・モバイルともに収支における差分が生じている状況です

| 固定 | モバイル |
| --- | --- |
| 課題１ ：トラヒック・ポンピング | 課題２ ：音声接続料の水準差の検証 |

構成員限り

© 2022 NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved.

# トラヒック・ポンピングとは

相接事業者が、MNOから接続料を詐取する目的で、代理業者を用いて大量通信を発生させるトラヒック・ポンピングが現に発生しております
また、その資金の一部が特殊詐欺グループへ流出しているとも言われております

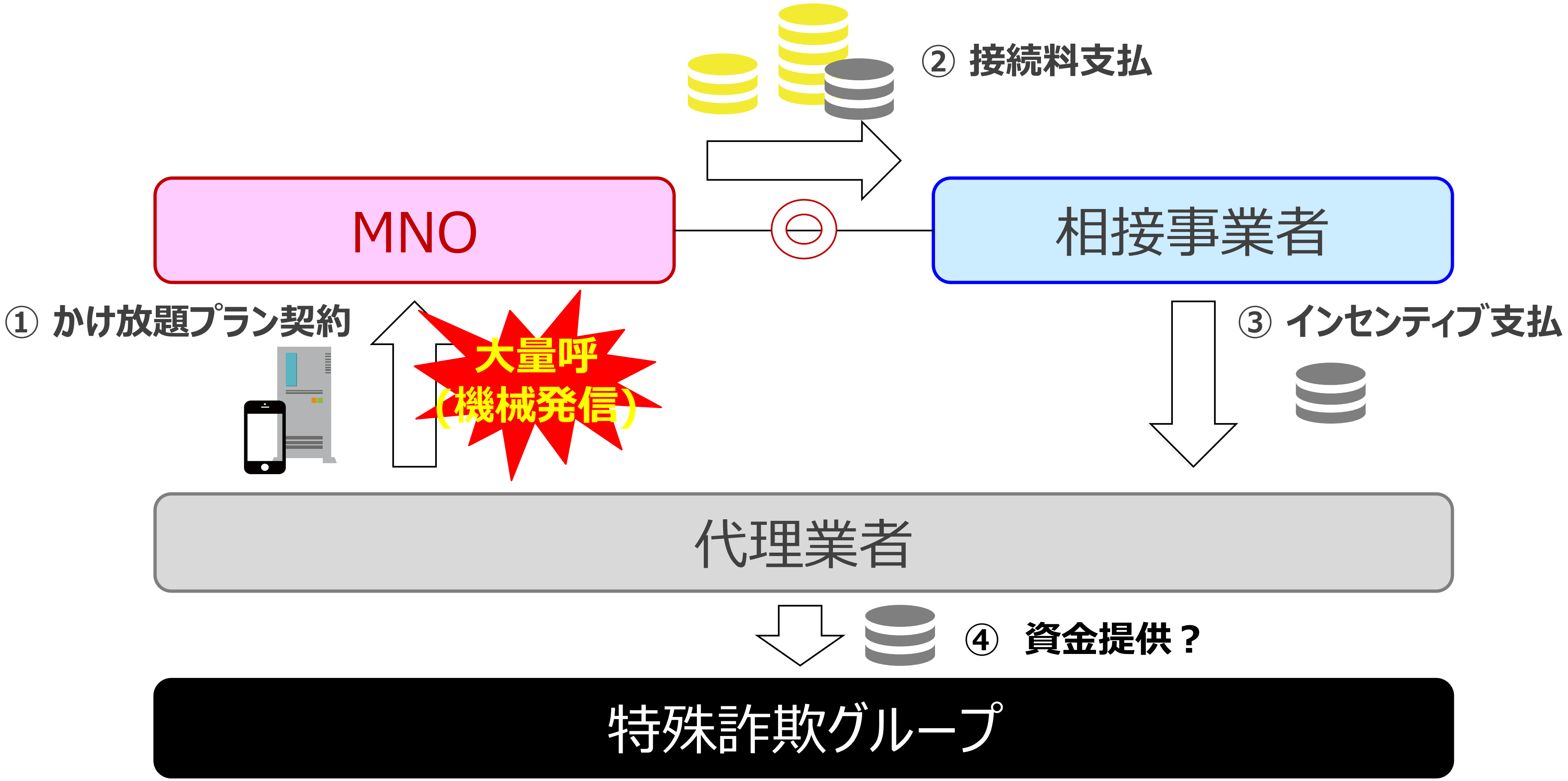


© 2022 NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved.

# トラヒック・ポンピングの問題点①

**接続料原価に代理業者へのインセンティブ等を算入し、不必要なトラヒックを大量発生させることでMNOから接続料を詐取していることに加えて、反社会的勢力への資金源となっている虞もあり、早期に解決が必要な政策課題であると考えております**

■問題点①
代理業者へのインセンティブ等を接続料原価に算入し、高止まりさせていること

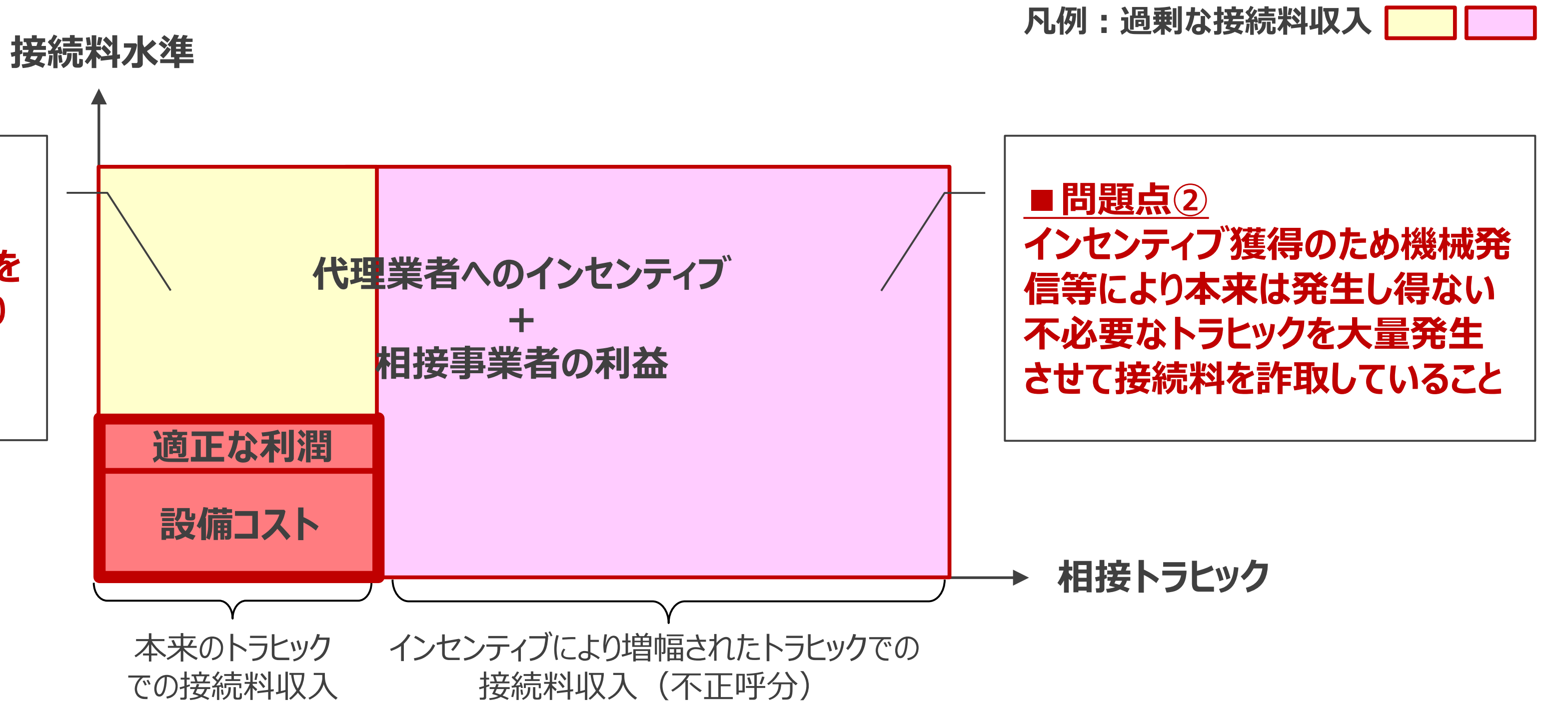


■問題点②
インセンティブ獲得のため機械発信等により本来は発生し得ない不必要なトラヒックを大量発生させて接続料を詐取していること

© 2022 NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved.

# トラヒック・ポンピングの問題点②

**問題解決に向けてMNOは従量課金化等による対策を講じているものの、不正事業者が抜け道を探し出すことで大量発信を続けており、事業者による根本解決が難しい状況です**

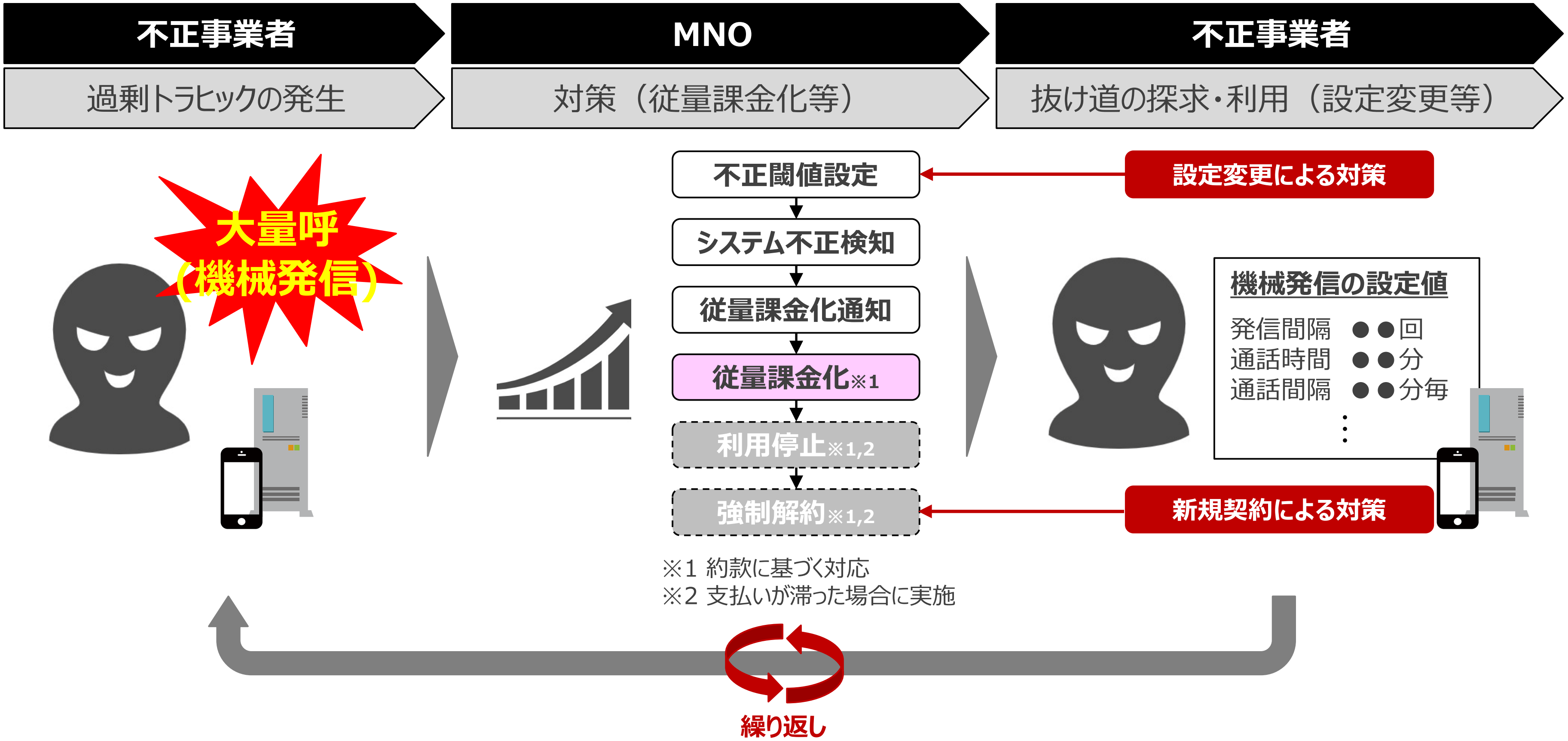


**トラヒックポンピングの根本解決を行うためには、ビル&キープの導入が必要であり、**
**それに向けて、行政による接続料水準差の検証・是正や業務改善命令の発動が必要**

© 2022 NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved.

# （参考）米国におけるビル&キープ導入経緯

**米国は、事業者ごとの音声接続料水準差に加えトラヒック・ポンピングが発生し、これらが一部事業者に対する暗黙の補助となっていることを問題視し、ビル&キープを導入しました**

## 米国における問題点

音声接続料水準差があり、競争を歪めている状況

- **接続形態による差**
  - 市内相互接続料金、州内AC、州際AC
- **提供事業者による差**
  - 大手ILEC、小規模ILEC、CLEC
- **地域による差**
  - 付随して**トラヒック・ポンピングも発生**

これらの差は、コストを反映したものではなく、**一部の電話会社に対する暗黙の補助**となっている

## 対策

根本解決策として、**ビル&キープを導入**

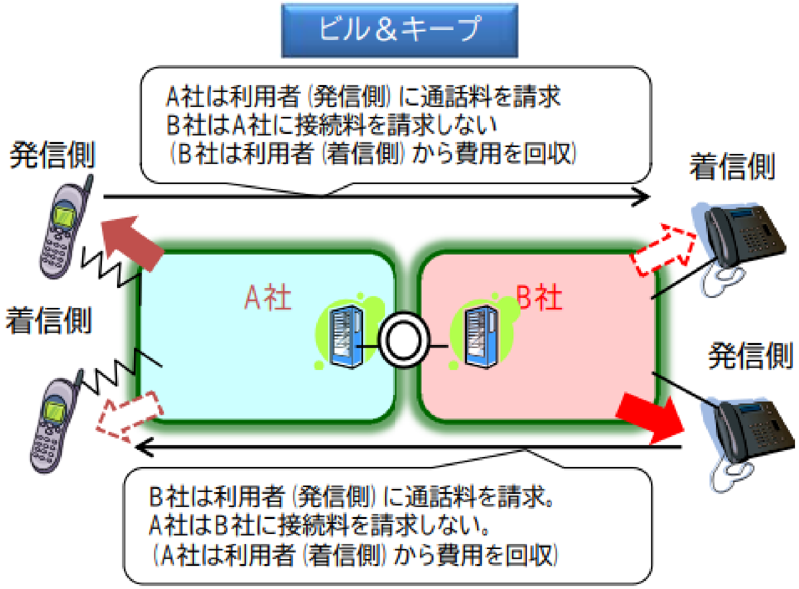


※出典：Federal Communications Commission
『FCC 11-161』（2011年11月18日）を基に当社作成

※出典：2020ICT基盤政策特別部会 基本政策委員会資料（第12回/2014年7月18日）

© 2022 NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved.

# （参考）モバイルにおける音声接続料の水準差

## モバイル事業者ごとの音声接続料の水準は、依然として差分が生じている状況です

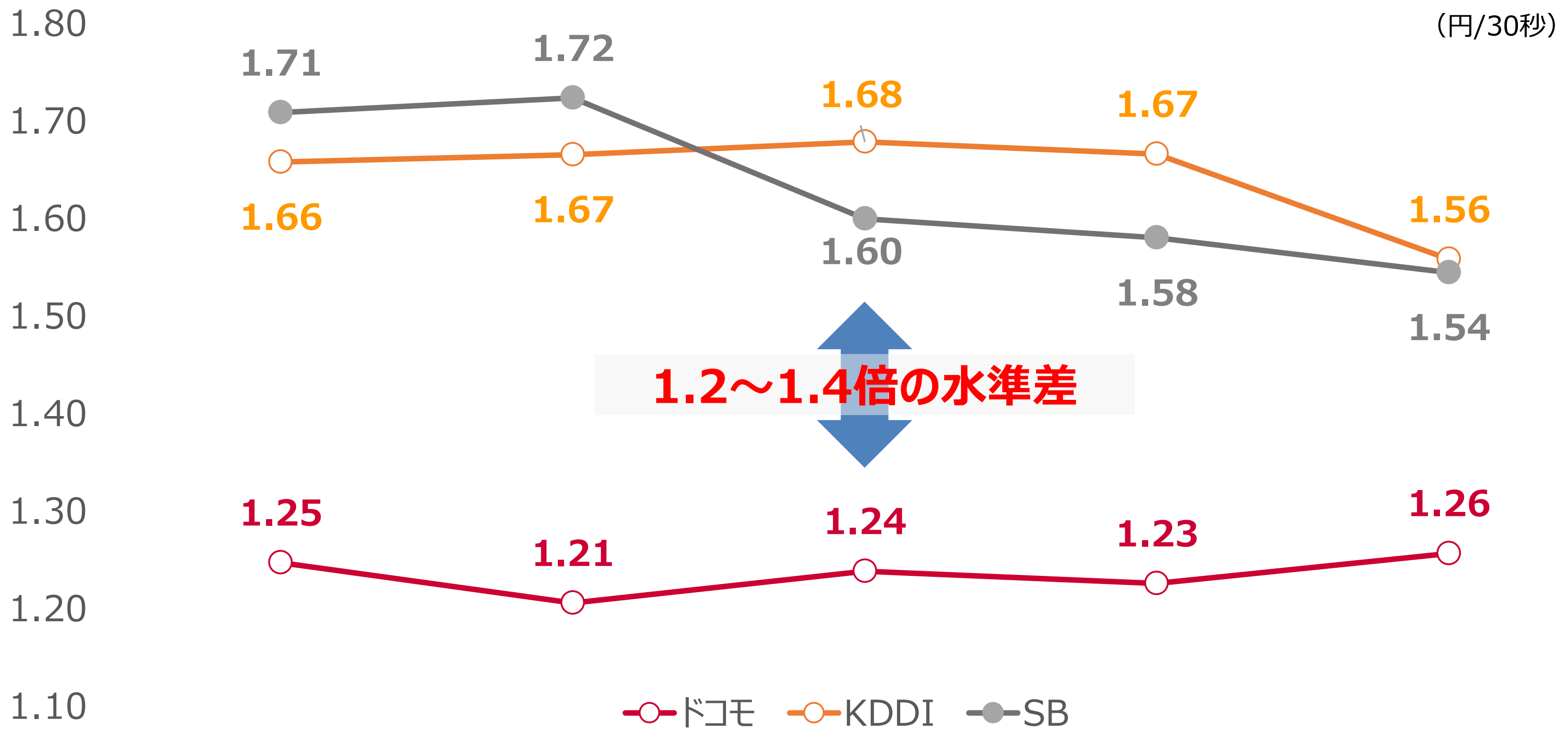


| 適用年度 | | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 水準差 | 対KDDI | 1.3 | 1.4 | 1.4 | 1.4 | 1.2 |
| | 対SB | 1.4 | 1.4 | 1.3 | 1.3 | 1.2 |

© 2022 NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved.

# （参考）音声接続料における需要の算定方法

**音声接続料は、適正な設備区分を設定し、設備の使用の違いを考慮して算定することとされていますが、需要の算定方法によって接続料水準に大きく影響を与えることから、事業者間でその算定方法が合致しているか検証が必要と考えます**

構成員限り

© 2022 NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved.